

戦争期の東方会

有馬, 学

<https://doi.org/10.15017/2230959>

出版情報 : 史淵. 118, pp.35-64, 1981-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

戦争期の東方会

有馬 学

はじめに

中野正剛は、昭和一六年三月七日に大政翼賛会常任総務を辞任し、同時にそれまで文化団体振東社と改称していた自己の組織を、再び政治結社東方会と改めた。このうち、昭和一八年一〇月二七日の中野の死と東方会の事実上の壊滅に至るまでの間、一七年五月から一八年六月までの翼賛政治会加入期を含めて、中野と東方会は政治的にはほぼ一貫して非同調的集団であり続けた。後述するような理由から、翼賛会脱退以前においても、潜在的には翼賛会運営の方向に対して反撥的であったといつてよい。一方その間、東方会の目指す国民運動のスローガン、三国同盟推進、南進論等々は結果として常に現実のものとなっていた。つまり、東方会は、情況的には流れに棹さしつつ、政治指導の実際においては反政府的であるという位置をとり続けたのである。そこには戦争期の政治の特質を考える上で、興味深い問題が包含されているように思われる。

太平洋戦争期の政治史に関しては、従来全くといってよいほど研究上の空白があったが、最近いくつかの注目すべき分析があらわれはじめた。東方会の活動は、政治過程における現実的有効性という観点から見れば、もとより部分的な存在にすぎなかったが、時代における象徴機能を読みとるという視点からすれば、なお無視しえない意味を有すると思われる。小論は、特に新たな史料に基づくものではないが、最近の研究にも触発されつつ、この時期の中野およ

び東方会の発言と行動を検討することによって、個々の政策的発言の背後にあるより基本的な政治理念を検出し、それによって戦争期の政治の意味を考える上での若干の視角を提示しようと試みるものである。

一、「新体制」への参加と離脱

戦時期における中野と東方会の政治的立場を特徴づけるものは、「革新」派であるということよりも、「革新」派の中での彼らの特異性が次第に凝縮されていった点にある。「反官僚主義」の主張の中に集中的に表現されるその特異性は、翼賛会をめぐる動向の中で顕在化した。もとより中野の「反官僚主義」は、この時期にはじめてあらわれたわけではない。ただ、翼賛会に参加することでいったん形式的に与党化し、観念右翼や財界を中心とする「赤」攻撃の中で離脱するという過程を通じて、彼らの特異性の政治的意味は明瞭になったといえる。そこで、戦時期を問題とする前提として、以下にまず翼賛会期の彼らの動向を検討しておこう。

東方会からは、翼賛会へは中野の他本領信治郎が宣伝部副部長に、三田村武夫が議会局衆議院庶務部理事のポストについたほか、長谷川峻らが宣伝部員として参加した。⁽³⁾ 彼らは翼賛会の理念をめぐる政治的対立の中で、自らの位置について充分に自覚的であった。例えば長谷川峻は、新体制準備委員会における発言を整理して、基本的対立を次の如く表現している。⁽³⁾

「中核体は内外難局打開のため中心となる事が肝要で……この中心を組織化することが近衛内閣の使命である」（中野正剛氏）或は「新体制は永久不変なる国体の顕現であり、難局に際して中心とならねばならぬものである」（橋本欣五郎氏）「簡単に且つ強力なる組織を作り上げねばならぬ」（末次信正氏）のごときいづれも翼賛会に高度の政治性を附与して従来わが国で混乱錯雑帰趨するところなき国策に統一を与へるやうな組織たらしめよとの革新

的要望に對して、同じ革新派と目されるなかでも井田馨楠氏は「高度国防国家の建設のためには政治経済も勿論大切ではあるが、更に日本精神はその基本でなくてはならぬ。然るに現下の状態を見ればこの日本精神に反對の思想がある様に思ふ。皇運扶翼の大精神はみちみちて国民全般に及ばねばならぬ。」とし、葛生能久氏は「新体制は国体に基づく新体制である。目前の新体制は国体の本義に則るものである点について、尚足らざる感がある。」即ち、政治組織を持つ革新派と精神的革新派の相違がよくこの発言に出てゐる。

ここには、たとえば矢部貞治の言う「革新右翼」と「觀念右翼」の對立が、「組織的革新派」と「精神的革新派」という表現によつて当事者に明瞭に自覚されていた事が示されている。この場合、「革新右翼」||「組織的右翼」として右にあげられた中野、橋本、末次はいずれも東亜建設国民連盟のメンバーである。中野自身も、新体制準備段階での近衛宛書簡の中で、「實際微力なりと雖も東方会の如き、青年党の如き、我国に於ては時代を認識せる無二の組織。政党たるの自信あり。其の全組織を動かして馳驅に任ぜんか、多少貢獻するあるを期待仕候。噂にあるが如き新党への⁽⁴⁾詔請は如何なる限度に及ぶべきか。無名の士ならば沢山推薦したきも此等の人々に就ては説明を要すべし。先般御話せし關係ならば、安達、末次、小生、橋本を招請せらるれば其他は自ら疎通致すべく候。」⁽⁵⁾（圈点原文）と述べている。以上に翼賛会成立期において、彼らの政治的組織方針が東建連の進出を中心に考えられていたことがうかがわれるが、このグループの人的關係は、その後一六年六月のいわゆる宝亭会談にもあらわれている。すなわち、同月二四日に末次、安達、橋本、中野のほか林銑十郎、中村良三、天野辰夫、駒井徳三が会合し、その結果南進策強行に関する意見具申を近衛首相に行ったものであるが、その後このグループが政治的に特に緊密な共同歩調をとつた形跡はない。

ところで、中野と東方会にとつて、翼賛会を無力化せしめた阻害要因は、主要には内務省を中心とした官僚、および平沼系と考えられていた。東方会は、翼賛会地方支部長に知事をあてようとするいわゆる内務省案に徹底して反對

した。中野によれば、それは「知事が県の支部長となり、その下に市町村長が夫々区域的支部長となる際、それは行政権を強化し、行政機能を精密化する結果を生じ、決して真の意味に於ける国民運動の育成とはならない。」からであり、「知事を地方支部長にするかせぬかで大政翼賛会の動向は決定する」とまで言われている。中野はまた、翼賛会を去るにあつたのの声明の中で翼賛会変質の原因を述べて、次のように語っている。すなわち、「大政翼賛会は認識と傾向を異にせる構成員の間に、最大公約数を以て一致的主張を見出さざるを得ず、必然の結果公武合体的便宜主義に墮して政治的威力を喪失し、遂に議会勢力の一部を前衛とせる現状維持派の逆攻勢に乗せらるるに至つたのである。」と。面白いのは、のちの発言の中で、中野はかかる現状維持勢力の中心に平沼を擬している点である。中野は検査される一週間前の一八年一〇月一五日に、勤王まことむすび会員による平沼狙撃事件の公判に弁護側証人として出廷し証言しているが、そこでの平沼の評価は次の如くであつた。すなわち、第二次近衛内閣期に国民組織が進行しなかつたのは「総べて平沼勢力の阻害に依るもの」であり、南進を「為さしめなかつたのも平沼勢力」であり、「現状維持の渦巻きを代表したのが平沼勢力」であると。また「日本の上層部財閥は大体平沼勢力と云つてよい」とも述べている。ここではもはや、観念右翼と現状維持派の連合というよりも、両者は完全に一体化されてとらえられている。

ともあれ、以上のような議論は、翼賛会をめぐる「革新派」対「観念右翼」「親英米派」連合、という図式の中で、典型的に「革新派」を代表するものであつた。だが、より詳しく検討してみると、我々は東方便の主張の中にやや異なるニュアンスを発見することができる。たとえば中野は、翼賛会脱退直後の演説の中で、「若し大政翼賛会を赤だと云ふなら、其の赤なるものゝ本体は企画院、商工省内の机上計画的革新イデオロギイであつて、大政翼賛会は其の宣伝に利用せられたのである。其の宣伝は旨く功を奏し、やれ資本と経営の分離とか、民有国营主義の普遍化とか、所謂少壮官僚の観念革新論が、さも大政翼賛会の主張なるかに受取られ、何をやり出すか知れぬとの危惧を懐しむるに

至つたのである。¹⁰⁾と述べている。これは翼賛会「赤」論の部分的承認とも受取れる発言である。この判断は、単に革新官僚の傾向性として語られたのみでなく、のちにはより実体的な説明が付与された。中野によれば、「所謂革新官僚のイデオロギー」の生成過程は次の如くである。すなわち、「大正一〇年前後、官立各大学の経済講座は大体左翼に占領せられて居」たが、それを聴いた「時代の感覺到鋭敏なる若き学徒」のうち、「熱情ある者は社会運動に飛び込み」、「それほど情熱なくして頭の勝つた連中」が官吏となり、「社会的義憤」を忘れて「温室」の中で成長した。これら官僚が満州事変以降の「革新」的風潮の中で持ち出したのが、かつて大学で学んだ「浅薄なる左翼理念の夾雑物に支配せられたる怪しき代物」に立脚した一元的統制論であるといふ。¹¹⁾

価値判断を除いて見れば、必ずしも全て誤りとも言えないこうした見解は、翼賛会をめぐる文脈の中では、観念右翼の見解や、のちの近衛上奏文に代表される「皇道派史観」と重なる部分をもつ。こうした中野の反官僚主義は、その独自の統制経済論に反映されている。中野が翼賛会常任総務会に提出した「経済革新基本要綱」には、「民間会社即国策代行機関たる至高の建設的境地を目標とすべきものなるがゆへに、所謂官僚経営的国策会社の濫設をゆるさず」、「国家は原則として統制すれども経営すべからず」、「独占的金融利潤はこれを圧縮すべし、企業の勤労利潤はこれを擁護すべし」、「主要国防産業の国家管理は、特殊の国営事業をのぞき、原則として経済団体を通じてこれを實踐するものとす」、等の表現が見られる。¹²⁾このように民間企業の潜在的活力を評価し、その自主性をかなりの程度容認する事を前提とした中野の統制経済論は、いわば中野の持論であり、最初に統制経済を主張した時から変化していない。¹⁴⁾そして私的企業活動の役割が正当化された限りで、それは東方会が翼賛会への阻害原因の一つとした財界からも歓迎される面をもっていた。¹³⁾以上のように、中野や東方会の翼賛会期における発言は、翼賛会の政治性を固守しようとする点で革新右翼を代表する面があると共に、革新官僚に「左翼」イデオロギーを見出す点で観念右翼や財界と通じる面をもつという両義性を示している。こうした東方会のイデオロギー的性格は自己のみが正当でありそれ以外の

立場を敵とする方向にはたらく時、後述の如き政治的活性化をもたらし、組織化の動力となる。だがそれとは別に、彼等の「経済革新基本要綱」そのものは、政策としては具体性に乏しく、それ自体のうちに制度化の契機を含んでいないため、官僚統制への代案たりうるものでなく、⁽¹⁶⁾それ故に運動の綱領的機能を果たすものではなかった。東方便にあっては、「高度の政治性」は「国民運動」の中に求められ、そして「国民運動」の実質的内容は「南進論」による輿論喚起であった。

翼賛会を離脱した中野と再建東方便は、「難局突破国民運動」の一大キャンペーンを全国的に展開し、各地に演説会を開催して成功をおさめた。語り草となつてゐる五月一日の両国国技館における臨時全国大会および国民大会の大動員はその頂点をなすものであった。この間注目すべきは、東方便がかなり徹底した組織拡大強化の方針をうち出し、しかもそれが自己の党派性の強調を伴つてゐた事である。例えば、翼賛会脱退直後に決定された「当面の活動方針」は、国民運動の展開について、「政治推進力の結成——即ち国難突破の推進力たる全国民の政治組織結成——即ち唯一の国民的政治組織たる東方便の組織拡大を内容としなければならぬ」と述べてゐる。⁽¹⁷⁾また臨時全国大会で決定された運動方針は、国民運動と並んで「現状維持反動陣営に対する闘争」、「英、米第五列の撃滅運動」を掲げるとともに、組織化の基本方針として次の如く断じてゐる。すなわち「今後の運動は、其の主力を組織活動に注がねばならぬ。組織なき政治運動は無効であり無価値である。」或いは「組織を持たざる演説会、組織化し得ざる演説会は無意義である。如何に多くの聴衆を熱狂せしめ得ても、其の聴衆の共鳴を組織化せざる場合は何等力とならぬ。」と。以上に見たところは、当時の「革新」的諸集団の中では、党派的组织性の最も徹底した表現であると言つてよいだろう。そしておそらく、翼賛会や産業報国会をはじめとする官製諸組織による統合体制によつて地方における政治運動が抑制された中で、「唯一の国民的政治組織」と自己を位置づけ、他組織との競合的姿勢をとつたことが、この時期の東方便の政治的活性化をもたらしたと考えられる。したがつてそれは、場合によつては産報や翼賛壯年団等との部分的摩擦

をも生じさせるものであった。

東方会の活動が産報に一定の脅威を感じさせるものであったことは、日本産業同志会の設置した産報運動促進研究会の協議に示されている。それは、東方会の青年運動（東方青年隊）が工場地帯に於て展開した運動が、青年に対し「激越なる指導理論を以て政治活動に導入」し、ために「産報青年隊の組織を攪乱するものすら生ずるに至った」と述べ、対策として大日本産報会に対し、東方青年隊活動の実情を調査の上「重大決意を以て単位産報会内に於ける諸運動を禁絶せしむる方策を要請する」としている。また、翼賛壮年団に対しては、当初東方会においてもこれとの関係が意識されたらしく、東方会員の翼賛参加状況や翼賛からの働きかけの有無等について、地方支部に調査を指示している。⁽¹⁹⁾

産報との摩擦の事例としては、石川島タービン芝浦工場問題がある。横浜市鶴見区の石川島タービンには東方青年隊員約三〇名があったが、同工場産報青年隊は組織一元化の理由のもとにこれらに東方会脱退を強要、これに呼応して一六年五月に会社側は東方青年隊員数名を解雇した。東方会本部および鶴見支部は厚生大臣および産報本部、神奈川県庁に抗議したが、これに対し京浜地区の労務管理者からなる産報協力委員会は、東方会その他の政治団体の産報進出禁止を関係当局に要請するなど、産報体制下の労働問題として多方面の注目をひく事件に発展した。事件そのものは会社側と東方会鶴見支部との折衝の結果、「会社側は産報青年隊と東方青年隊を差別的に取扱ふが如きことは全然ない」、「従業員中東方会に加盟してゐる者は、就業中、又は会社内に於ては東方会の運動をなさざること」、「本問題に関係した従業員の取扱ひに関しては現状のままとすること」等の条件で一応の解決をみた。⁽²⁰⁾ この事件は、東方会がその組織活動を通じて、自ら主張する政治性を貫徹しようとするれば、翼賛会や産報等との組織的摩擦をひきおこす可能性が潜在していたことを示している。勿論東方会は、産報との対決を前提とした組織拡大をはかっていたわけではないが、しかし「高度政治性」の名のもとに翼賛会や産報内での独自活動の余地を作ったことに、この時期の東

方会の組織的進出の一因があったことは確かであろう。

さらに興味深いのはこの時の東方会支部の性格である。三田村は事件を論評した中で、産報組織の問題点として、事業主側における国家意識の希薄さとともに、「曾ての階級運動の指導者達が、平然として、しかも指導者然として産報組織の内部にあること」をあげている。⁽²¹⁾しかしこうした事情は、実は東方会にもそのままではまるものであった。官憲史料によれば一六年の神奈川県下における東方会支部は、次のとおりである。横浜市支部(支部長福家永蔵、二〇〇名)・神奈川支部(田熊静、二五〇名)・鶴見支部(高原広衛、四五〇名)・第一区分会(穴倉万次郎、九〇名)。また東方青年隊は、横浜支隊(隊長山口倉吉、五〇名)・神奈川支隊(青木孝八、一〇〇名)・第一分隊(松岡鉄五郎、一五名)・第二分隊(荻原由一郎、一四名)とある。⁽²²⁾このうち、田熊(東方青年隊教導)、山口は金井芳次(神奈川支部長、常任幹事)、同じく東方会員平野団十郎らとともに、かつて全国労働、全国労働大衆党に属し、神奈川県労働運動を中心的に担ってきた活動家であった。⁽²³⁾これら神奈川県下各支隊は、同年一月二二日、「対産報敵討」と称して芝浦タービン事件以降一時後退した川崎地区への進出を企図し、産報主催演説会と同日同時に、隣接会場で東方会演説会をおつけるという行動も行っている。この演説会には弁士として右にあげた山口倉吉も出演し、機関紙は東方会の聴衆を三百余名と報じ、五十余名の「産報演説会を圧倒」したと称している。⁽²⁴⁾また、右にあげたうちの平野団十郎は、のちに東京芝浦電機芝浦支社(横浜市鶴見区)における活動のため、右翼擬装の治安維持法違反容疑で検挙されている。この事件は、軍需生産の第一線に活躍する「産業戦士こそ日本の浮沈を背負ってゐる最大の責任者ではあるまいか、其の最大の責任者の生活に不安があつては生産力の拡充は図れない」との主張の下に、賃金引上げや保健衛生設備の改善を要求した嘆願書を作成し、起重機運転工の署名を集めた(七〇名中三九名署名)というものである。⁽²⁵⁾『特高月報』はこの事件を平野の単独犯行としているが、別に工場労働者中の東方会員による産報反対・労働条件改悪反対の活動の一端であるとする証言もある。⁽²⁶⁾

ところで問題はどのように翼賛体制下における東方会の組織活動が、特異な政治性をもった根拠である。そしてそれは実際には、彼らの運動が労働者の日常的利害に依拠していたからではなく、「南進せよ。これを機軸として日本の革新は展開されねばならぬ。」⁽²⁷⁾という対外強硬スローガンを掲げたところであったのである(さきにあげた反産報演説会も、主題は南進論であった)。中野はこの時期、依拠すべき国民大衆を、たとえば次のように意味づけている。すなわち、「彼等は国難に対して犠牲の担当者である。犠牲生活のなかより生れたる呪咀の声ではなく、奮発の雄叫びこそ政治力強化の源泉である。」⁽²⁸⁾と。「犠牲の担当者」という風に理念化された国民大衆を、その直接的利害(「呪咀の声」)において組織するのではなくて、「南進」という対外強硬スローガン(「奮発の雄叫び」)によってのみ組織化したところに、この時期の東方会運動の特徴があった。それは一方では、「南進」を政治性の問題としてとらえ、反官僚主義の名のもとに翼賛会や産報の枠をはみ出したところに組織化の局面を求めることによって、運動の一定の活性化をもたらした。しかし他方、そこでの政治性が「国民運動」の中に見出されたことによって、東方会の組織活動は政治力としての凝縮性を失っていったのである。それは、中野による国民運動の定義の中に明らかである。

その政治、その法律の力で行かない所は、孔子は徳を以てすると言つて居るが、其の徳なるものは権力関係によりて励行するのではなく、今日の社会では運動によりて国民に徳の流行を盛ならしむることが急務である。国民運動は国民的氣風を作り、国民的氣風の中に浸つて共に戦ひ、共に励んで居るといふと、その同志愛の中に国民道徳が鍛錬せられる。その雰囲気の中に於ては贅沢は恥しくなる。砂糖を余計に持つて居ることは何か濟まなくなる。あり余つたものは窮乏せる者に譲つてやりたくなる。贅沢な姿は名譽でなくして、恥となる。この正義廉恥の風を運動によって戦ひながら互に伝播させる。これが、国民運動でありそこに大きな社会の勢ひが生れて来る。⁽²⁹⁾

ここでの特徴は、第一に権力論的政治観があらかじめ排除され、運動は最大限輿論喚起の意味しか持ちえなくなつてゐることである。運動Ⅱ政治と考えるなら、ここにあらわれた政治観は、権力の分配・再編成を求める組織的活動

としての政治という観点とは、およそ異質である。これでは、輿論喚起に成功するに従って、徳―気風―雰囲気―勢いという連鎖の中に、政治性は雲散霧消することになる。第二に、前述の如く、「犠牲担当者」として大衆をとらえることは一面で平等化の論理をもたらし、それはかつて、農村における地主―小作関係の改革や労働条件改善の理念と結合されていたが、³⁰ここでは「砂糖を余計に持って居ることは何か濟まなくなる」という風な「国民道徳」へと理念化され、「全民族の間に共通の脈搏がうち、頭のとっぺんからつま先に至る迄、同じ温度の血液が通ふやうになりてこそ、それが真の有機的民族共同体である」という形での普遍理念へと上昇させられている。これをしも政治参加と呼ぶならば、その特徴は戦時経済下における勤労大衆の利益擁護という契機を含みながらも、参加の実現がその延長上ではなく「南進」による輿論喚起の国民運動を「有機的民族共同体」という風に普遍化することによって付与された政治性によってのみ可能であった点にある。そして現実には戦争が進行する中で東方会の政治性は「民族共同体」的理念の側面を肥大化することによってのみ保持されたと考えられる。「草莽の赤誠を汲みあげて高度なる政治指導力に凝結せしむべき一大国民運動」³²という表現は、政治理念としては広漠として内容に乏しいが、東方会の政治性の根柢は、ここにしか無かったのである。

二、戦時体制と東方会

日米開戦と緒戦の勝利は、言うまでもなく東方会の政治的非同調性を一時緩和させた。しかしそれはきわめて短期間であり、一七年二月に「翼賛選挙貫徹基本要綱」が閣議決定され、翼賛政治体制協議会が結成されるや、東方会は再び反政府的態度を鮮明にした。以下では、太平洋戦争期の東方会運動を、翼賛選挙、戦時議会、倒閣運動の三点にわたって検討し、そこでの東方会の政治理念を問題とするが、その前に、前後の脈絡が不明瞭であるが、中野が早期

和平論者であったという証言にふれておこう。三田村武夫によれば、シंगाポール陥落直後の一七年二月中頃、中野は親交のあった退役海軍大将中村良三と三田村を呼び、突然「戦争を止めるのは今だ、日本はこの際世界に向って休戦すべきだ」との見解を述べ、政界工作の打合せまでしたという。⁽³³⁾面白いことに、当時内閣情報局次長であった村田五郎が、シंगाポール陥落頃に中野が主として海軍側に停戦を働きかけた、と全く同様の証言を行っている事である。⁽³⁴⁾これが前後の政治行動とどのように結びつくのかは不明だが、事実であれば村田の言うように東条および陸軍との不協和を拡大する要因となったことは確かであろう。

1 翼賛選挙

東方会は翼賛政治体制協議会成立の翌日、二月二四日に声明を発表し、「東条内閣の大東亜戦完遂の決意に対しては絶体⁽³⁵⁾に支持協力を惜まぬものであるが、選挙に際しては、巷間伝へらるゝが如き阿部信行氏を中心とする推薦は、之を拒否し、総て候補者は中野総裁の名に於て公認⁽³⁵⁾す」と、翼賛選挙批判の姿勢を明確にした。選挙戦にあたっては、「主張」として「君民一体道義政治の建設」「米英撃滅大東亜戦争の完遂」「民力伸暢萬民協力経済体制の確立」の三項と、「政策」として「官吏制度の改革」「大東亜広域経済の確立」「社会保険制度の拡充」「中小商工業転廃対策」「農業再編成」「配給機構の整備」「民族繁栄策」の七項を掲げ、⁽³⁶⁾最終的には四七名の公認候補をたてたが、結果は七名当選（得票総数三四万六四票）に止った。当選者は中野のほか本領信治郎（東京五区）、中村又七郎（新潟四区）、三田村武夫（岐阜二区）、大石大（高知一区）、湧上髯人（沖繩）、鈴木正五（愛知五区、当選後入会）、本領、中村、湧上は新人である。⁽³⁷⁾これは前回総選挙の二〇名中一名当選（二万二四四五票）と比べ、大きな後退であった。この結果、東方会は五月二三日の常任幹事会に於て思想結社への改組（東方同志会）と翼賛政治会への参加を決定する。翼賛選挙の惨敗と翼政参加は相当の組織的動揺をひきおこしたようであり、当選経験もある山口の青木作雄は

四月三〇日に中野非難の声明を発表して脱会、このほか広島、静岡、群馬等に脱会者を生んだという。大石大は、選挙区の事情を理由に、幹事会決定に先立って単独で翼政に参加している。また来るべき市町村会選挙に際しては、推薦を拒否するに及ばずとの指令が出されるなど、大中に後退した姿勢を示した⁽³⁸⁾。しかし、こうした後退は一時的なもので、同年後半には再び演説会等による批判が活発化し、後述するように、少くとも同年中には、反東条内閣の政治姿勢を明らかにしていく。

ところで、翼賛選挙に対する東方会の批判は、その内部に見逃せないニュアンスの相違を含んでいる。たとえば長谷川峻は、翼政協による推薦制を、「特権的反動勢力を動員して選挙母体を全国に結成し、大政翼賛会、翼賛青年団を利用して現状維持勢力の復活を策してゐる反動的計画」と評している。そして、こうした議会勢力の反動化の根柢は、東条内閣の国内改革への不徹底な態度が「旧親英米派、現状維持⁽³⁹⁾の生存暗躍を肯定、助長した結果」であるという。すなわち、翼賛選挙は「親英米派」「現状維持派」の「革新陣営」への反動攻勢としてとらえられており、従って選挙戦は「革新陣営」が「国民に南進の信任投票を問ふ絶好の機会」とされる⁽⁴⁰⁾。こうした「現状維持派」対「革新派」という単純明快な図式から見る時、例えば中野の「我等は此際、選挙だけを目標として結成されんとする政治結社とは、或は対立の止むを得ざるに至るかもしれない。然し我等は外れ弾一つでも政府に中らせぬやう細心の注意を払ふつもりである⁽⁴⁰⁾」という表現などは、不徹底ですらある。こうした長谷川に代表される見解と比較した時注目されるのは三田村武夫の翼賛選挙批判である。

三田村の批判の最大の論理的拠点となっているのは、憲法なのである。三田村は、「議会は——殊に衆議院は、国民の意思を国家意思に反映せしむる」ための憲法上の機関であり、「政府の下に属するものに非ざるが故に、政府の提出するものを悉く無条件で協賛すべきものではない」という、その限りではきわめてまっとうな憲法理念のもとに、次のように批判を展開している。

所謂翼賛議會なるものが、新聞の伝ふるが如き政府絶対支持の議員を以て構成することを意味するならば、それは憲法、実質的変更である。なぜなら、議會は実質的にも論理的にも政府の補助機関となり憲法に明記された天皇直屬の憲法上の機関たる本質を失ふからである。⁽⁴²⁾

勿論ここで留意しておかねばならないのは、この批判が政治的反対論でないことを示すために、相手の土俵に上ったうえでの抵抗の論理として表現されており、必然的にいわば純理論的形式をとらざるをえなかったという点である。だがそうであるとしても、かつて中野が「一定年限を限り、議會より非常の国策の遂行に必要な独裁的権限を内閣に委任せしむべし」と主張したことなどきれいに忘れ去られて、「議會を正しい立派なものにするためには、政府も役人も議會を厄介視してはならぬ。邪魔者扱ひしてはいけない」と語られるのを見る時、我々はそこに「革新派」としての東方会の變質を見ない訳にはいかない。

もちろんこうした見解は、自らは能動的に行動しない天皇の超越性を前提とした権力分立的政治機構を根拠とする、明治憲法の解釈の多義性の枠内にあるものであった。従って戦前どの時代にもこうした論理に基く政治的主張が存在して不思議ではない。ただ問題なのは、東方会が自己の唱える「革新」性を徹底した結果反東条内閣の立場をとらざるをえなくなった時、最も有力な対抗論理として三田村の論理が前面に押し出されたという事の意味である。我々は捜そうと思えば、次のような、リベラリストと見紛うばかりの表現を見出すことも出来る。例えば、「選挙は、国民の自由意思によって行へと言ふと、それは自由主義政治思想だといふ。かかる考へは、官僚的公式論である。此の議論は国民は自己の意思と判断によって真に国民の代表となる正しい議員を選び出す能力なし——と断定するものであって、日本国民の政治的自己否定である」、或は「推薦する者と、推薦せざる者の判別を如何にして決定するか、人間が人間を区別することは人道上の問題である」と。しかし問題は、言うまでもなく、三田村がどの程度にリベラリストであったかという事ではなく、こうした主張が、「真の翼賛議會は与党も野党もない議會の姿である」⁽⁴³⁾という観点

とセットになっていたということと、東方便の「革新」性との関係である。だがその事を論ずる為には、今少し事実経過を追ってみる必要があるだろう。

2 戦時議会

八一議会での戦時刑事特別法改正案の審議を頂点とする戦時議会における東方便の抵抗は、次の二点で特徴的であった。すなわち第一に、それが三田村を中心に、従って三田村的論理において行われたことであり、第二にこの反対運動を通じて、かつて東方便がそう呼んだところの精神右翼、社会民主主義者、自由主義的政党政治家との連携が成立した事である。

東方便の右に述べたような提携は、既に翼替選挙反対運動の段階であらわれていた。たとえば鳩山一郎は、「中野、三木^(武吉)、鳩山の反東条三者同盟」について、「われわれが此の立場からやった第一の闘いは、昭和一七年四月東条内閣の強行した推薦選挙反対であった」と述べている⁽⁴⁴⁾。但しこの段階での「三者同盟」の実体は不明である。また東方便は、三上卓、穂積五一らの皇道翼賛青年連盟の提唱した選挙粛正運動（反翼政協）に関係し、進藤一馬が世話人に名を連ねたほか、演説会に弁士を派遣している⁽⁴⁵⁾。ここに見られるような諸派とりまぜた右翼団体の動きは、院外における戦刑法反対運動に引きつがれている。戦刑法改正案審議を中心とした戦時議会の動向については、既にいくつかの文献である程度明らかとなっているが⁽⁴⁶⁾、ここでは東方便を中心とした人的関係の概略についてふれておこう。

衆議院の同法案に関する委員会のメンバーは次のようであった（○印は当初よりの反対委員、◎印はそのうち審議最終日に辞任した者⁽⁴⁷⁾）。

◎赤尾敏 ○伊藤清 ◎今井新造 今成留之助 ◎江口繁 沖蔵 木下郁 ◎木村武雄 久山知之 庄司一郎 宗前清 ○田中勝之助 田村稔 仲井間宗一 信正義雄 浜野徹太郎 一松定吉 松岡俊三 牧野賤男 ◎真崎勝次

宮崎一 ◎溝井佐吉 ◎水谷長三郎 山本彙吉 ◎三田村武夫 田中藤作 ◎黒田巖

このうち三田村は、当初委員に含まれていなかったが、法案を重視した中野が、金井正夫にかえて送り込んだもの⁽⁴⁸⁾という。委員会議事録を見ると、三田村は二月二二〜二四日の三日間にわたって質問を継続し、この外にもしばしば⁽⁴⁹⁾関連質問を行って、執拗に食い下っている。委員会理事となっていた木村武雄（元東方会、当時東亜連盟協会）によれば、「この『戦刑法』を通じて倒閣もまたあり得ると判断したのが中野正剛」で、「反東条勢力の糾合に乗り出して、東方会で第一回の反対会合」を開き、そこには西尾末広や平野力三等も参加したという⁽⁵⁰⁾。院内で積極的に活動した一人西尾末広は、「この問題について反東条的な議員のほとんど全部が結束した。その中には柴安新九郎、齋藤隆夫、猪野毛利栄、鳩山一郎、中野正剛、三木武吉等も入っていたが、その主なる世話役は、水谷長三郎、三田村武夫、笹川良一、西尾末広といったところ。真崎勝次（陸軍少将）を中心に三田村と私が専ら作戦計画を進めていった」と述べている⁽⁵¹⁾。以上に登場した人々のほか、中谷によれば橋本欣五郎、小山亮、赤尾敏らが強硬な反対派として連絡をもっている⁽⁵²⁾。

これらの動きに対応して、院外での反対運動も活発化し、岩田愛之助、実川時次郎、寺田稻次郎らの団体擁護連合会は機関紙『愛国新聞』紙上で反対論を展開するとともに、反対派委員を招いて激励する等の活動を行っている。また、既にふれた皇道翼賛青年連盟を中心とするグループは、動皇まことむすび、東方同志会等各団体間で密接な連絡をとって委員訪問、文書戦等の活発な活動を行い、三月三日には十五団体連名による「戦時刑事特別法改正案に対し声明す」と題する文書二千枚を配布した。これに加った団体名は、アジア青年社、維新烈士顕彰会、維新公論社、国粹同盟、聖戦貫徹同盟、皇国同志会、皇道翼賛青年連盟、政教塾、則天塾、大日本同志会、大日本勤皇会、天行会、東方同志会、動皇まことむすび、やまとむすび、である⁽⁵³⁾。

これら諸団体は共同行動をとるとともに、それぞれ独自に主として言論活動によって反対運動を行ったが、そのう

ち、中野および東方同志会と東条内閣打倒運動を行って弾圧された天野辰夫派(勳皇まことむすび)の言うところを見
ておこう。彼等は『報国新報』三月七日付および『維新公論』三月号に天野の署名入りの改正案批判記事を掲げたた
め、両紙誌は発禁となり、天野および編集関係者が検挙されている。⁶³このうち『維新公論』掲載の「日本国体上の大
義名分―聖戦必勝の第一要件―」によれば、天野の言うところは次の如くであった。すなわち、戦刑法改正案は「明
に実質的に、『政体変革法案』であり、『武断独裁専制法案』と断ぜざるを得ない」ものであり、「不当に片寄りた
る人事の下に霸道独裁の暴悪法を振りかざす東条の方針は、「天皇絶対婦一の信仰信念の下に真実なる聖戦必勝準
備態勢強化を熟願する忠誠臣民の自主積極懸命なる協力」を事実上拒絶し、「国民の奴隸的従卒的盲従のみ要求」す
るものであるという。ここに見られるのは、全ての国民を「忠良なる臣民」であるとする天皇への「絶対婦一」論が
政府批判の根拠へ転化する周知の論理である。それと同時に天野は、東条内閣には国策研究会のメンバーが多く、ま
た戦時において指導的地位にある者に旧ロータリークラブ会員が少くないことをとりあげて、ユダヤ的国際金融資本
の「対日経済謀略」や、「赤の転向者の内面指導」等の表現を使って、典型的な観念右翼的非難も行っている。

三田村を中心とする東方便の批判は、このような「天皇絶対婦一の信仰信念」を発想の根拠としていたわけでもな
いし、「赤」や「国際金融資本」の陰謀を野放図に実体化していたわけでもない。しかし三田村の翼賛選挙批判と同
様の憲法論に依拠した反対の論理は、結局は「絶対不可侵は、上御一人のみである」というところに行きつかざるを
えず、そこに観念右翼と共通項を持ちうる根拠が存在したのである。三田村の批判は、改正法案中の「国政を変乱す
ることを目的として」という規定の曖昧さを衝いて、立法の対象の不明確さを明らかにし、「結局本法は政治立法な
りと謂はざるを得ない」とするものであった。そうした観点から三田村は、戦刑法が事実上政治結社や政治運動自体
を否定することにつながるものであることを批判したが、それはいわゆる頭教的憲法解釈を根拠とせざるをえず、当
然「天皇御親政を本体となす万民翼賛の公議政治」という内容を理念として含まずには成立しえなかつたのである。⁶⁴

このことは逆に言えば、明白な憲法条項としての「結社ノ自由、言論ノ自由、集会ノ自由」を盾にとつた政府追及にもつながらるのであり、その点で例えば真崎勝次が三田村と全く同様に、言論の自由が「殆ど有名無実ノ結果ニナルヂヤナイカト思ヒマス」と述べているのは、興味深いところである。

3、倒閣運動

以上の如き反対派の抵抗は、院内にあっては三月六日の翼政代議士会を混乱のうちに流会させ、有志による戦刑法案反対および総務津雲国利除名決議にまで発展した。しかしこうした翼政内の反撥は、政府側の切り崩しにあって文字通り一夜にして崩壊し、八日の代議士会に於て原案が無修正で承認され、翌九日、衆議院本会議で可決成立したのである。⁽⁵⁷⁾ こうした反東条的動向は、同年六月の臨時議會に於て再度噴出し、一七日の代議士会における鳩山、中野、三木の活躍となつてあらわれた事は、周知の通りである。中野は同二日に翼政を脱会し、以後は議會外における倒閣工作に没頭するようになる。以下ではその経過のすべてにふれる事はできないが、興味深いいくつかの動きをあげておこう。

中野の東条打倒・宇垣擁立の動きは、これまで伝記等で指摘されていた時期よりも早く、一七年一月頃に始つていたようである。前にあげた伊藤論文によれば、その頃中野は真崎甚三郎に接触して、宇垣との提携を打診している。⁽⁵⁸⁾ 中野が東条打倒工作に踏み切つた要因の一つは、戦況に対する判断だつたようである。中野はミッドウエーの敗戦を半月とたたないうちに知つていたといふ。⁽⁵⁹⁾ このうち中野は戦況が容易ならざる段階にあるとの判断に達したようであり、ガダルカナルをめぐる戦鬪が激化していた頃、一月一〇日に早大で行つた講演の中では、たとえばアメリカ空軍の配備について、「さすがアメリカの生産力の偉大なるを察せざるをえない」と述べ、「我が海軍当局者もこれを重視し、かかる場合、銃後の生産力は果して拡充せられしか、国民は果して前線の將兵に十分なる軍需を補給しつ

あるかと、国民に警告的な呼びかけを頻発しております。我が当局者の言は痛切であります。」⁽⁵⁰⁾と、当時の講演の表現としては相当深刻な認識を示している。

ここに見られるように、中野の反東条運動を支えた要素の中には、明らかに戦況に関する情報と、国内生産力に関する状況認識があった。前述の近衛・真崎への接近以外に反東条運動として具体的に確認できるのは、今のところ一八年二月頃の中村良三と田辺忠男との会談であるが、ここには正に右の二つの要素があらわれている。当時企画院の勅任調査官(國土計画担当)であった田辺は、その部下であり中野の書生をしていた日下藤吾の勧めで中野と会談した。この時同席したのは日下と、中野と親交のあった退役海軍大將中村良三で、中村はミッドウェー敗戦後の状況について、「われわれは恰も大風に吹き倒されようとする家の窓を板をあてがって押えているようなものである」等の「大胆な陳述」を行った。一方田辺は、生産力拡充計画や物動計画等に関して、「一切の計画の数字は、根拠不十分である。生産拡充の場合は希望数字であり、物動の場合は材料の分け取り数字であり、この数字に至るまでの諸生産手段、生産過程についての研究、準備が欠けているし、(中略)実行の諸障碍についてこれを克服し、調整する仕組みがないこと」を指摘し、このままでは敗戦必至であることを述べて中野に衝撃を与えたという。⁽⁵¹⁾当時田辺は『中央公論』に執筆した論文が問題視されて、辞職は時間の問題となっていたというが、同論文は「実に容易ならぬ戦争の形勢」を指摘するとともに、「精神力によって米英を撃滅すべしとの提唱」を批判して、「軍需生産力拡充の意義」を強調したものである。田辺がそこで提起しているのは、戦時内閣は生産力拡充を第一義的国務とし、短期的にして具体的かつ精密な拡充計画のもとに、予定と実績を照応せしめるべく、エキスパートより成る「生産指導機関、資材、労力、交通等調整機関、不要生産力整理、移動、改変機関」を、「戦時中核内閣とも云ふべき生産拡充委員会」のもとに設置すべし、というものであった。⁽⁵²⁾

ここでは表現は抽象的であり、かつ当然ながら「生産力拡充」に関する前向きの議論でしかないが、空語化した物

動・生産計画と現実との乖離へのきわめて悲観的な認識が認められ、その意味で前掲の回想に照応していると考えてよいであろう。そして、同様の事情は田辺より後に中野が協力を要請した松前重義の場合にも認められる。当時通信省工務局長であった松前は、正確な時期は不明だが昭和一七―一八年にかけて、企画院をはじめ各省の若手技術官を集めた研究会で、「企画院から発表された数字がいかに戦争の楽観材料として欺瞞の数字であるかを立証せんと」、鉄・石炭・電力・輸送力等の基礎的データをもとに、生産力調査を行っていたという。⁽⁶³⁾ 中野は一八年五、六月頃に松前を訪ね、東条打倒・宇垣擁立運動への協力を要請、松前はこのうち中野と提携しながら、近衛や高松宮に接触して、生産力問題に関する説明を行っている。⁽⁶⁴⁾

こうした田辺や松前の議論は、新体制期における革新官僚の「国策」立案的発想とは性格を異にしているように思われる。彼等の作業が示したものは、「数字」に象徴される日本の戦争遂行能力に関する冷厳な事実であった。その意味で彼等の発想は、中村隆英氏が指摘された、「精神力や大和魂によって『不可能を可能にする』ような議論は一顧の余地もありえ」ないという性格をもつ、経済テクノクラートとしての物動専門官僚のそれと共通する面をもってい
たと言えよう。そして中野が反東条運動において、一方では天野らと提携して皇道派にも接近し、他方田辺や松前らをスタッフとした事は、東方会のかつての「革新」性が、戦争期の状況的圧力の中で、「精神」と「数字」の両極に分解せざるをえなかった事を示しているのではなからうか。

東方会の反東条運動におけるこうした性格は、宇垣政権構想にもある程度反映しているように思われる。中野らによる閣僚名簿については、否定する関係者もあるが、『木戸幸一日記』は、三田村が検挙された際の証拠品中に「首相宇垣大将、内相中野正剛、法相宇野、書記官長天野辰夫等の顔振れ」を記した閣員名簿があったとしている。⁽⁶⁵⁾ 名簿云々は別にしても、安川第五郎によれば、八月末頃に中野から、梶井剛（当時日本電気社長）の商工大臣、企画院総裁兼務について相談を受け、安川は支持を与えている。安川は、梶井の推挙者は松前であったとしている。⁽⁶⁷⁾ これとは別

に、田辺忠男も「企画院の総裁を引受け且つ至急に政策の大綱を書いてくれとの依頼」を受けたという。⁽⁴⁸⁾このほか、大阪における旧全農全会系農民運動のリーダーで当時東方会員であった田辺納は、中野の依頼を受け、西尾末広に「生産大臣」就任の交渉を行っている。⁽⁴⁹⁾

中野らはこうして、宇垣内閣構想をもって近衛を中心とする重臣工作を行った。その頂点が、七月終りから八月はじめにかけての軽井沢における工作であった。⁽⁵⁰⁾軽井沢工作ののち、彼らは三田村の手になるパンフレット『翼政の運営と国体憲法』を配布（発行の翌日発禁）する等の言論活動を行う一方、八月三〇日の東条と重臣との会談に期待をかけた。しかしこの会談は周知のように失敗に終り、中野らが深刻な打撃を受けている中で、九月六日、まず三田村武夫が前記パンフレット配布を理由に検挙され、続いて一〇月二日の東方同志会および動皇まことむすびの一斉検挙をむかえるのである。

このようにして、東方会―東方同志会の東条内閣への政治的対抗は敗北に終った。それが失敗したのは、重臣工作に依拠しようとしたからではない。最終的に東条内閣の倒壊につながったのは、やはり重臣の働きだったからである。しかし、重臣工作やそれに至る反東条運動を成立させていた論理は、既に見たように東方会の「革新」理念の変質を前提としなければならないものであった。その点に関して最後にもう一度整理を試みておきたい。

三、小括―むすびにかえて

『内外社会問題調査資料』は、翼賛会脱退直後の東方会について、次のように述べている。

井上日召、天野辰夫両氏の入会が報道され、愛国陣営の大同団結の端緒として注目された。併しこれは両氏の思想的傾向よりしても到底実現性の予想されないものである。事実これは新聞の誤報といふことになってゐるのであ

るが、東方会としては愛国陣営に於ける発言強化乃至は組織的進出のために寧ろ希望するところであらう。併しそれが実現性を帯びるためには愛国陣営の一大転換を必要とし、又それが具体化すれば愛国陣営の大同団結も進展するであらうが、当面に於ては到底期待し得ないところである。⁽⁷¹⁾

東方会の思想傾向が当時どのように受けとられていたかが、ここに明らかであろう。しかし、入会云々は別にし、東方会と天野との提携は、前述のようにこの頃既にその端緒が認められる。またここで当面とうてい期待できないとされた事態が、翼賛選挙から戦時議会を通じて、かなりの程度に実現された事も既に見た通りである。右の引用に言う「愛国陣営の大同団結」は二・二六事件以後しばしば試みられはしたものの、ほとんど現実性を持たないものであったが、戦争期の反東条運動においてはじめて、わずかに有意味な政治的統一行動として実現したと言える。ここでは単に「愛国陣営」に止らず相当広範な連合が成立したが、そのためにはたとえ西尾末広と笹川良一が相互の立場を認め合い、赤尾敏が「私はいまの情勢を見まして、政党政治がいかぬ、なんていうて、大いに攻撃したこともあります。政党政治の方がまだなつかしいような気がする。⁽⁷²⁾」と語るような変化が必要であった。

東方会について、そうした変化の性格を問題にする際、以下の諸点を指摘することができる。まず第一に、彼らが憲法の国体論的解釈を抵抗の根拠としたことに伴い、彼等の政治綱領に重大な変化が生じた事である。この点については既にふれたところから明らかであるが、更に補っておけば、たとえば三田村は、発禁となったパンフレット『翼政の運営と国体憲法』の中で、「翼政の政党化は国体違反」「一国一党は国体違反」であると断じている。⁽⁷³⁾ここに、翼賛会における政治性の強化こそが焦眉の課題であるとしたかつての主張からの逸脱は明らかであろう。

第二に、そうした転換の背後にある彼らの非権力論的政治観を問題とする必要があるだろう。勿論、東方会の議論の中に自己を政治支配の中核に高めようとする意志が見られないわけではない。中野はかつて東方会を政治結社として発足させるにあたって、「他日、日本の政治を担任すべき国民的政党の中核たるべき智脳および精神の結晶であ

る。」と自己を規定した。彼らが新体制に期待したものは、まさにそうした内容であつたろうし、また翼賛会離脱後の党派性と組織化の強調の中に自己権力化の契機を認めることも可能である。その意味で、本領信治郎が「われわれは愈々志を固くし、同志的交りを深め、現在有するところの政治的影響力としての政治力を益々強大にし、その強大なる政治力を更に行政支配力の把握へ転換せしめねばならぬ。」と述べているのは、きわめて興味深いものがある。だが東方会が活路を求めた「国民運動」理念が、「影響力」としての政治を超える契機を内包するものではなかったことは、本論中に見た中野の国民運動論に明らかに示されている。中野が語っているように、そこでの運動は、「気風」や「雰囲気」や「勢ひ」として語られるほかないものであった。したがってそれは、組織的活動が困難となつた状況のもとでは、「我等は政治の地下水を培養するのである。この地下水の上に咲く政治の花に就いては論ずるものではない」という自己規定を生んだが、それは「日本の政治は、断じて権力的支配ではない」という政治観と表裏のものであつたと言えよう。このように見てくれば、本領の言う「支配力」としての政治の観点から見れば、東方会の国民運動は非政治的存在と言うほかに、逆にそうした非政治性の故に彼等の政治批判の源泉たりえたとと言えるであらう。

第三に指摘しうるのは、東方会のもつていた何らか現状変革的な政策理念が、この時期その有効性を喪失していった事である。東方会のそうした政策が意味するところは、結局のところ国家機能の領域を拡大することによって、国民の政治的・社会的能動性を賦活するところにあつたと言つてよい。ところが現実には、経済統制の進行と翼賛政治体制の成立によって、国家機能の介入しうる領域が極限的に拡大していった時、東方会はそれを排除する立場に自己の政治的存在意義を見出したのである。「国家の領域は益々拡大して国民は却て奴隸化せんとする情勢は断じて黙過す可らず」という中野の言葉は、その意味で象徴的である。東方会の政策理念は、本来全体主義の名のもとに勤労大衆のエネルギーの組織的動員を企図するものであつた以上、一面でその労働・農民運動綱領に示されるような、また

その組織実態に反映されていたような、勤労大衆の利益擁護の内容をもっていた。しかし戦争期の東方会は、そうした要素を含む全体主義という独自性をもって、自らの政治性の根拠とすることができなくなっていた。その意味で、中野の官僚統制批判が、それへのどのような対抗的イメージをもっていたかを見ると面白い。そこでは、官僚統制に抵抗する根拠が、小生産者あるいは庶民的小経営のもつ創造的活力に還元されている。中野はたとえば、住宅営団が「一元的に国家の手によりて住宅を経営する」もので、「宮利主義の撲滅」であるという見解を、次のような内容において批判する。

役人さんの作った家は御役目だけのものである。甚だしいのは台所を附けるのを忘れてゐたりする。未亡人の家
主さんが主婦の心遣ひ、母としての心遣ひで台所の設備、子供の読書室の設備、小さいながら至れり盡せりで出来
た家は家の中に人情があるから、人間が住んで気持がよい。その未亡人が住宅経営に用ひたる丹精は、資本主義か
ら云へば使ひでならぬ労働の屑である。その屑までも活用して住宅問題を解決する。至極結構でないか。家主の
中には未亡人もありません。隠居もあります。不具者もあります。何でも宜しい。そんなものが手にくゝ住宅
を造って、それが涓滴流れをなして日本全国に住宅を供給して行けばそれで宜いではないか。⁽⁸⁶⁾

ここには、生産と政治への勤労大衆の動員という積極的な形での主張が、庶民的生活実感に基づく官僚統制への抵抗
という線にまでこの時期追いつままれていたことが示されている。そしてその事は、中野の理念が、本来体制そのもの
でも反体制でもない庶民の、政治的、社会的上層に対する生活実感としての反撥を組織しようとするものであったこ
とを物語っている。中野における政治指導確立の必要性が、戦場に生産現場に民衆は奮起しているが、政治がそれに
対応し得ていない、という形で常に語られるのは、その為である。こうした発想は、中野や東方会にあっては、一貫
して不変であったと言つてよい。ただ、既に見たように、その政策的表現は戦争期には理念としての有効性を喪失し
変化していかざるをえなかったのである。

(1) たとえば、伊藤隆「小林躋造内閣運動をめぐって——戦中政治史の一側面」（『みずず』二〇〇、昭和五一年一〇月）、同「昭和一七〜二〇年の近衛—真崎グループ」（近代日本研究会『昭和期の軍部』△年報・近代日本研究—Ⅴ、昭和五四年一〇月、山川出版社）、升味準之輔『日本政党史論』第七卷（昭和五五年九月、東京大学出版会）。とりわけ伊藤論文の后者（以下伊藤論文と略記する時はこちらを指す）は、「革新」派と復古派・自由主義者との対抗という図式で戦中政治史を説明しようとしており、興味深い。

(2) 下中弥三郎編『翼賛国民運動史』（昭和二九年一月、翼賛運動史刊行会）一四九—一五〇ページ。長谷川峻「翼賛会半歳記」（『東大陸』昭和一六年五月）。

(3) 「翼賛会に寄する地方の声」（同、昭和一六年二月号）八九ページ。

(4) たとえば「近衛新体制についての手記」（『現代史資料44・国家総動員2』△昭和四九年七月、みずず書房▽所収）。

(5) 近衛文麿宛中野正剛書簡（昭和一五年七月三日）同右所収、二二三ページ。

(6) 内務省警保局『特高月報』昭和一六年六月分、五五ページ。

(7) 以上、中野「時論」（『東大陸』昭和一六年四月号）五一—六ページ。なおこれは翼賛会脱退後の発言である。

(8) 「大政翼賛会を去るの辞」（全文が右の「時論」に収録されている）、九ページ。

(9) 『特高月報』昭和一八年十月分、一二三、五ページ。ただし、弁護側証人としての発言であることは当然考慮されねばならないだろう。

(10) 「嵐に立つ日本の政治戦略」（『講演』五〇三、昭和一六年四月）七ページ。なおこれは三月二五日の日本青年館における演説筆記である。

(11) 「天下一人を以て興る」（二）（『東大陸』昭和一八年一月号）一〇—一一ページ。これは前年十一月一日の早大における講演筆記であり、反東条運動期の代表的演説とされる。

(12) 前掲伊藤論文。

(13) 『難局突破の指標——新体制実践綱領——』（昭和一六年六月、新東学社）、一五四—一六ページ。なおのちに『新しい政治の方向』（昭和一六年九月、東方会宣伝部）にも所収。

(14) 中野の最初の「革新」的政策プログラムにおいても、国家統制経済を主張しつつ、「個々の企業経営は原則として、民営を許し」、「私的経営の潑刺たる活動振りを尊重する」としている（『国家改造計画綱領』△昭和八年一〇月、千倉書房▽二三—

四ページ)。

(15) 関西政経懇話会における財界人との座談会でも、出席者が賛意を表している(宮内勇編『日米危機とその見通し』) 政経懇話会叢書第一輯、昭和一六年二月、新経済情報社)。また、これより以前にも、電力国営問題に關し、「偽裝国家社会主義であり官僚資本主義以外の何物でもない」とする中野の批判が、財界誌の批判特集で援用されている(『電力国営厳正批判特輯』) 財界の指針』臨時増刊、昭和一一年九月、財界の指針社)。

(16) そもそも統制経済を考えるならば、官僚の機能拡大を排除することは現実には不可能である。この点について、中野はかつて座談会の席上で同席した蠟山政道から批判を受けている。蠟山の論点は、統制経済が原理として確立する以上官僚の機能増大は当然であり、反対ならば代案を出すべきである、中野的な発想をした場合に唯一考えうるのは、ナチスに見られるような自治統制であるが、そこで官吏による法律的統制が不要なのは、党员が役職を占める自治団体によって統制が行われるからである、というものであった。中野はこれに対し、正面から答えてはいない。しかし興味深いのは、日本の商工業者、団体、工・商業組合等の自治能力が低い現状では煩瑣な官僚的統制も止むをえず、とする蠟山の基本的にベシスティックな見解に比較して、全く別の箇所で語られたものだが、中野に次のような発想がある事である。すなわち「国民の常識というものは浅薄なやうでも矢張り健全だった」、或は「私は政治外交財政経済の運用の主体が確立せねばならぬと思つている。矢張り大和民族の常識と粘りに信頼を持つがよい」(以上、『明日の政治を語る』) 昭和一二年二月、朝日新聞社) 六七—九、二八—九ページ。座談会は一一年一二月一六日、朝日主催のもの)。

(17) 『特高月報』昭和一六年三月分、四八ページ(傍点引用者、以下特記しない限り同様)。なおこれは、三月一二日の常任幹事会において決定されたものである。

(18) 「東方会全国大会と其の国民運動要綱——組織的進展と共に防衛策積極化せん——」(『内外社会問題調査資料』四五四、昭和一六年五月一〇日)、三六ページ。

(19) 一七年二月八日発送(『特高月報』昭和一七年二月分、六五—六六ページ)。

(20) 以上、三田村武夫「職域奉公と政治運動」(『東方時報』昭和一六年八月一五日)、および立川涉「産業報国運動と東方会」(『東大陸』昭和一六年八月号)による。なお立川涉については経歴未詳。同誌執筆者紹介欄には「評論家」とある。右の二つの文は、解雇者数について三田村は三名、立川は二次にわたり計四名とするなど、事実経過に多少の異同がある。また引用した解決条件からは、解雇撤回は実現しなかつたように見えるが、この点も明確ではない。

- (21) 三田村、同右。
- (22) 『昭和一六年中に於ける社会運動の状況』三八一ページ。
- (23) これらを含め、無産運動活動家の東方会への流入状況については、拙稿「東方会の組織と政策——社会大衆党との合同問題の周辺——」（『史淵』一一四、昭和五二年三月）参照。
- (24) 『東方時報』昭和一六年二月一五日。
- (25) 『特高月報』（昭和一八年六月分）、七五―六ページ。
- (26) 高橋勝三氏の筆者宛書簡。なお高橋氏は東大文学部卒、企画院を経て昭和一六年二月に東方会本部に入った。高橋氏によれば神戸の三菱や川崎の大企業の中にも同様な労働者グループの活動があったという。
- (27) 前掲、「嵐に立つ日本の政治戦略」一〇ページ。
- (28) 『新しい政治の方向』（昭和一六年九月、東方会宣伝部）、一八ページ。なお筆者が利用したのは、九月二五日発行の「改訂版」（初版は同五日刊）。
- (29) 前掲「難局突破の指標」、五六―七ページ。
- (30) 前掲拙稿参照。
- (31) 注（28）に同じ。
- (32) 前掲「大政翼賛会を去るの辞」。
- (33) 佐藤守男『中野正剛 附名演説集』（昭和二六年九月、霞ヶ関書房）所引、一二七―九ページ。
- (34) 『村田五郎氏談話速記録3』（内政史研究会）、二八〇ページ。
- (35) 『東方時報』昭和一七年三月二〇日。
- (36) 同四月一五日。
- (37) 猪俣敬太郎『中野正剛の生涯』（昭和三九年一〇月、黎明書房）、中野泰雄『政治家中野正剛』下（昭和四六年一月、新光閣）は四六名公認としているが、『特高月報』（昭和一七年四月分）によれば鈴木を除いても四七名である。問題となりそうなのは、『特高月報』が栃木一区の戸叶武を東方会としている点で、戸叶自身は、中野から「ブレインたることを懇請」される程の親交があったが、政治行動を共にするに至らなかったと述べている（正剛会編『中野正剛は生きている』△昭和二九年六月あけぼの社▽三九ページ）。ここでは一応『特高月報』の数字（得票数も）を引いておいた。

(38) 以上、『特高月報』昭和一七年五月分、三六一八ページ。

(39) 以上、「総選挙と革新陣営」(『東大陸』昭和一七年三月号)。

(40) 「総選挙と東分会」(同四月号)六ページ。

(41) 以上、「翼賛議会と翼賛選挙」(同号)三〇一三一ページ。

(42) 前掲『国家改造計画綱領』一六ページ。また同書の中では、「暫く議会の多数に拘束されざる強力なる国民内閣を組織し、或る程度迄独裁的手段を用ひて、非常時国策を確立遂行せねばならぬ」(同ページ)とも述べられている。これらはいずれも「非常時局」の解消を予期して一時的措置とすることがうたわれているが、その後中野や東分会は「帝国の非常時断じて解消せず」との状況認識を変更してはいない筈である。

(43) 以上、三田村の発言は前掲「翼賛議会と翼賛選挙」による。

(44) 中野泰雄『父・中野正剛伝』(昭和三三年三月、新光閣書店)への鳩山の序文(二二ページ)。

(45) 『特高月報』昭和一七年三月分、九五—一〇一ページ。世話人は、三上、穂積、近藤の他、奥戸足百(勤皇まことむすび)、兩谷菊夫(大日本赤誠会)である。

(46) 主として東分会に関し見れば、前掲の猪俣敬太郎、中野泰雄両氏の中野伝にもある程度まとまった記述があるが、全体としては今のところ中谷武世『戦時議会史』(昭和五〇年一月、民族と政治社)が最も詳しい。

(47) 『特高月報』昭和一八年三月分、三〇ページ。

(48) 中谷前掲書、一三〇ページ。なおこのように相当数の強硬派議員が委員に任命された点について、三田村は次のように語っている。

即ち口のうるさい我々を戦刑委員会に入れた翼政幹部連の意中では、凡ての法案を無修正で通すことに既に決めて居り乍らも余りに簡単に通過せしむる事は後々「辭」になるから厄介なもの、戦刑改正案で政府を締めつけて置いて結局は通さうと云ふことであつたもの様であります、そこで骨ばい連中丈けを入れて置こうと云ふ訳で私達が入られたらしく翼政幹部の連中も我々の顔を見て「しっかりやつて呉」などとお世辭を云つて居たのであります。(三月二二日の振東塾練成会での議会報告、『特高月報』昭和一八年三月分、三三一—四ページ)

(49) 『政界独言』(昭和四三年九月、土屋書店)、二二三ページ。

(50) 『大衆と共に——私の半生の記録——』(昭和二六年一〇月、世界社)、三五七ページ。西尾はまたこの本の中で、たまた

ま議席が隣り合わせとなった笹川との関係について、はじめ「私の方では、此奴は暴力団だと見ている。笹川は、この野郎は社会主義者だと思っていたらう。お互いにそらざらしくしていた」ところ、笹川から「推薦選挙反対問題」で会見を求められ、会見してみると「過去はともあれ、案外邪心のない、明朗活達な面白味のある男だと思ったので」、以後行動を共にするようになったと述べている（三五五—六ページ）。また西尾によれば、戦時議会の共同行動が伏線となつて、戦後鳩山派の新党樹立に勧誘を受けている。すなわち社会党結成への動きと並行して、鳩山から平野力三に話があり、平野、西尾らは二〇年八月二五日に交詢社で、鳩山一郎、芦田均、植原悦次郎、大野伴陸、安藤正純等と会談している。この時西尾等は新党参加そのものは困難として「政治的余韻を残して」別れたが、これが翌年の鳩山内閣樹立の動きの際、河野一郎から連立問題で交渉を受けた事につながったという（三七〇—二ページ）。

(51) 中谷前掲書。

(52) 以上、『特高月報』昭和一八年三月分、二五—七ページ。

(53) 同右二八ページ。これによれば、両紙誌はいずれも「東条首相に忠言す、戦時刑法改訂絶対不可」と題する記事を掲載したとあるが、筆者の見る事の出来た『維新公論』掲載記事のタイトルは、本文中に書いた通りである。但し『特高月報』記載の要旨は、筆者の見た『維新公論』と全く同一である。なお同じ『維新公論』には中野の「賤ヶ嶽の秀吉」が掲載されている。また東方会機関誌『東大陸』には、昭和一六年八月一〇月号の三回にわたつて、天野の「皇御国の国体皇道」が掲載されているが、これは同年五月一四日に東方会本部で行つた講演の速記である（同誌一六年八月号「編輯後記」）。また一七年一二月号掲載の「軍神論」も、同年三月七日の東方会本部における講演である（同号四九ページ）。それ以前に天野の『東大陸』への寄稿は見られず、これで見える限り、東方会と天野派の比較密接な関係は、中野等が翼賛会を脱して「南進論」を呼号していた時期にはじまるようである。

(54) 以上、「戦刑法と憲法問題」（『東大陸』昭和一八年四月号）。

(55) 『第八十一回帝國議會衆議院戦時刑事特別法中改正法律案委員會議録』（第四回、二月二三日）五一ページ。

(56) 同右（第七回、二月二六日）九九ページ。

(57) 以上の経過は、中谷前掲書、一四七—一五二ページに詳しい。

(58) 伊藤、前掲論文、二三—三三ページ。同論文によれば近衛・真崎グループは当時宇垣・真崎連立内閣構想のもとに運動を行つていた。「真崎日記」によれば、中野と天野辰夫は、この後何度か近衛・真崎に同様の働きかけを行つていたという。

- (59) 中野泰雄前掲書、六二一ページ。
- (60) 「天下一人を以て興る」(一) (『東大陸』昭和一七年二月号)八ページ。
- (61) 田辺「中野正剛氏の死」(『東京だより』昭和三年二月号)七六一七ページ。
- (62) 以上、同「生産力増強の前提」(『中央公論』昭和一八年一月号)八、一二―三三ページ。なお本論文は「総論」であり、次号以降により詳細な「各論」が用意されている旨、文中に記されている。
- (63) 松前『二等兵記』(改訂版昭和三年一〇月、東海大学出版会)、三〇―三三ページ。
- (64) 同右、四一―五四ページ。なお同書によれば、松前は翼賛会辞任直後に中野から東方会参加を勧誘されたことがあるという(五五ページ)。
- (65) 中村隆英「革新官僚と経済テクノクラート」(『みずす』二〇〇、昭和五年九・一〇月号)参照。同論文は、戦時期に出現した、大上段に国策を論ずる高級革新官僚とは異質の、テクノクラートとしての物動専門家(稲葉秀三や田中申一)をとりあげ、「一定のインプットに対しては一定のアウトプットしか対応できない」という経済の論理を身をもって知ったこの種のテクノクラートの発言が尊重されなかった事が、戦争期の国力判断を誤らせた一因であったとしている。
- (66) 『木戸幸一日記』下巻(昭和四一年七月、東京大学出版会)、一〇六四ページ。なお、前掲『村田五郎氏談話速記録3』も、三田村の所持品中に閣僚の顔振れを記載したノートがあったとしている(二八〇ページ)。
- (67) 安川「中野君の追憶の一、二」(前掲『中野正剛は生きている』)、九八―九九ページ。なおこの時中野は、「自分もこの内閣成立に成功せし暁は内務大臣を引き受ける用意がある。外務大臣は広田でよろしい。情報局総裁には緒方竹虎を擬している」と語ったという。
- (68) 前掲「中野正剛氏の死」、七九ページ。
- (69) 田辺納氏の筆者への談話。西尾は宛曲に断ったという。
- (70) この間の事情は、中野泰雄前掲書、七三四―九ページに詳しい。
- (71) 「東方会復活後に於ける新活動方針」(『内外社会問題調査資料』四五二、昭和一六年四月一〇日)、二五ページ。
- (72) 「第八十一回帝国議会衆議院議事速記録」(『帝國議会議』四五巻八昭和五四年三月、法律文化社復刻V二七三ページ)。これは昭和一八年二月一六日の衆院本会議における演説である。
- (73) 『特高月報』昭和一八年八月分、三〇―三三ページ(原本未見)。

- (74) 「時論」（『東大陸』昭和十一年五月号）、七ページ。
- (75) 「政治力の行方」（『東方時報』昭和十七年一月二〇日）。
- (76) 『特高月報』昭和十八年一月分、三三ページ。
- (77) 三田村、前掲「戦刑法と憲法問題」、二七ページ。
- (78) 昭和十七年三月二五日の益田祐之宛書簡（猪俣前掲書所引、四七八ページ）。
- (79) 詳しくは前掲拙稿参照。
- (80) 前掲「天下一人を以て興る」(二)、一一一—三ページ。

〔小稿は文字通りの拙論であるが、それでも次の方々の御助力に依るところが大きい。記して謝意を表したい。高橋勝三氏には、種々の御教示を頂いたほか、御苦心の末集められた『東方時報』等の史料のコピーを頂戴した。また故田辺納氏には長時間のヒアリングに応じて頂いた。昨年五月に逝去された田辺氏の御冥福を御祈りしたい。〕